

## 9月19日以降における催物の開催制限について

政府では、9月1日以降の催物開催について、9月末までは現在の開催制限を維持し、その間の状況に応じて方針を見直すこととしていましたが、現在の感染状況を踏まえ、9月19日から11月末における方針が見直されました。

具体的には[業種別ガイドライン（8／6付け）](#)における感染防止策が担保されかつ、主催者・施設管理者が感染防止の取組を公表していることを前提に、①感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）の収容率要件を100%以内に緩和、その他のイベント（スポーツイベント、ロックコンサート等）は50%以内とする、②人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%以内を可とする、としたものです。

事業所様におかれましても、下記資料をご参照のうえ、ご対応をお願いいたします。

○[9月19日以降における催物の開催制限について（経済産業省からの資料）](#)